

立命館大学学生証規程

昭和34年10月9日

規程第67号

(目的)

第1条 この規程は、本大学の学生の身分証明書(以下、「学生証」という。)および聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生(以下、「非正規学生」という。)の身分を証する身分証明書(以下、「身分証明証」という。)に関し必要な事項を定める。

(学生証の交付)

第2条 学生は、学生証および在籍確認シールの交付を受けなければならない。

2 非正規学生は、身分証明証の交付を受けなければならない。

(学生証の写真)

第3条 学生証に貼付する写真は、3か月以内に撮影された無帽半身正面像のカラー写真とする。

(学生証の有効期間)

第4条 学生証の有効期間は、当該学生の在学期間とする。ただし、在籍確認シールの有効期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

2 身分証明証の有効期間は、当該非正規学生であることを許可された期間とする。

(学生証の携帯)

第5条 学生にあっては常に学生証を、非正規学生にあっては常に身分証明証を携帯し、本大学教職員等から提示を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。

2 学生証または身分証明証を携帯しない者は、教室、図書館その他本大学の施設を利用することができない。

(学生証の再交付等)

第6条 休学の許可を受けた学生は、学生証を返還し、休学者用の学生証の交付を受けなければならない。

2 復学の許可を受けた学生は、休学者用の学生証を返還し、学生証の交付を受けなければならない。

3 学生証の写真が不鮮明なときは、所定の用紙にて再交付を受けなければならない。

4 学生証を破損または紛失したときは、所定の用紙に学生証再交付手数料を添えて、再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第7条 学生は、卒業、修了もしくは退学したとき、または除籍となったときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

2 非正規学生は、当該非正規学生であることが許可された期間が満了したとき、または非正規学生としての身分を剥奪されたときは、直ちに身分証明証を返還しなければならない。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、教学委員会が行う。

附 則(2012年3月16日教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。